
第1編

第1章 子どもと家庭

子ども いきいき！



子ども いきいき！



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

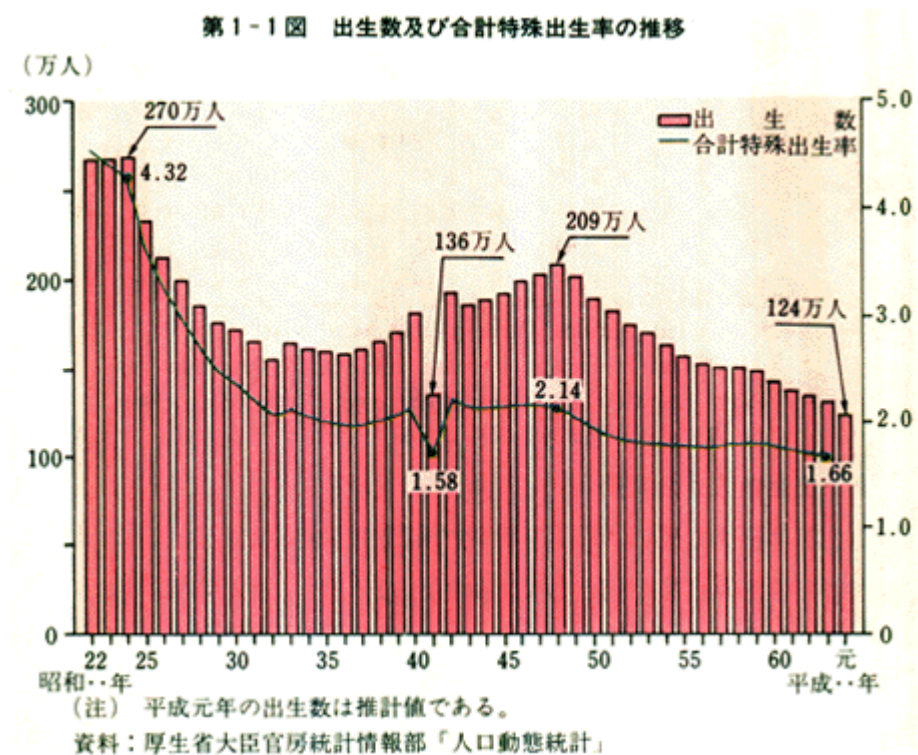
第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

1 我が国の出生の1右向

我が国の出生数は、昭和40年代後半の「第2次ベビーブーム」以後、一貫して減少を続けている。戦後のベビーブーム期の24年には270万人だった出生数は、その後、50年には200万人を割り、63年には131万人と史上最低となった。平成元年には、さらに減少して124万人となるものと推計されている(第1-1図)。また、合計特殊出生率(ある年間の女子の年齢各歳ごとの出生率を合計したもの。仮にその産み方で生んだとして、1人の女子が一生の間に生む子どもの数。これがおよそ2.1を割った状態が継続すると、いずれ人口減少が始まるとされている。)についても、昭和22年には4.54だったのが、35年には2.00となり、その後若干持ち直したものの、40年代後半以降は低下傾向にあり、63年には1.66となっている(第1-1図)。我が国の総人口に占める年少人口(15歳未満)の割合も、30年の33.4%(3,012万人)から63年の19.5%(2,399万人)に減少している。

第1-1図 出生数及び合計特殊出生率の推移



国際的にみると、出生率の低下傾向は先進諸国共通の現象であるが、第1-2表にみるとおり、イタリアのように我が国より低い水準でなお低下を続けている国がある一方、イギリス、フランスのように1.8程度の合計特殊出生率を維持している国や、スウェーデンのように近年になって上昇傾向を見せている国もある。

第1-2表 先進諸国における合計特殊出生率の推移

第1-2表 先進諸国における合計特殊出生率の推移

国 名	1965	1970	1975	1980	1985	1986	1987
日 本	2.14	2.13	1.91	1.75	1.76	1.72	1.69
ア メ リ カ	2.93	2.48	1.77	1.84	1.84	1.84	1.87
スウェーデン	2.42	1.94	1.78	1.68	1.73	1.79	1.84
イ ギ リ ス	2.85	2.45	1.81	1.89	1.80	1.78	1.81
フ ラ ン ス	2.84	2.47	1.93	1.95	1.82	1.84	1.82
西 ド イ ツ	2.50	2.02	1.45	1.45	1.28	1.35	1.38
イ タ リ ア	2.55	2.46	2.19	1.66	1.41	1.33	1.28

資料：United Nations, Demographic Yearbook,
Council of Europe, Recent Demographic Developments
in the Member States of the council of Europe, 1989
及び各国中央統計局資料による。

第1編

第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

2 出生数減少の背景

出生数は様々な要因の影響を受けて変化するものであるが、出生数に直接に影響を及ぼす要因として、通常、1)子どもを生む年齢の女子人口の規模、2)その中で結婚している女子の割合、そして3)結婚している女子の出生力、の3つが挙げられる。現在の我が国の急激な出生数の減少については、1)子どもを生む年齢の女子人口が少なくなっている、2)さらに、晩婚化によりその中で結婚している人が少なくなっている、ことが主な原因であると考えられるが、3)の結婚している女子の出生力については、子育ての経済的精神的負担、女性の就労との両立の問題、住宅事情など様々な社会的経済的要因の影響も指摘されている。また、晩婚化は依然として進行しており、若い層に結婚観の変化が起こりつつある兆しもみられる。

晩婚化の進行については第2節で改めて述べることにし、以下、子どもを生む年齢の女子人口と夫婦の出生力について簡単に触れておきたい。

第1編

第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

2 出生数減少の背景

(1) 女子人口の年齢構造

25歳から29歳までの間に出産する母親が最も多く、全出生数の約半数を占めることから、この年齢の女子人口の増減は、出生数の増減に直接影響する。戦後昭和22～24年のベビーブーム期に生まれた人口は、40年代後半にこの年齢に達し、いわゆる第2次ベビーブームをもたらしたが、その後は、出生数が急速に減少した時代の人口が順次この年齢に達しており、現在の出生数の減少をもたらしていると考えられている。

25～29歳の女子人口は、昭和51年には565万人を数えたが、61年には384万人まで落ち込み、63年では388万人となっている。今後は、第2次ベビーブーム期の人口がこの年齢に達する平成10年頃に480万人程度まで回復するものの、その後また減少し、20年頃には400万人を下回るものと推計されている。

第1編

第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

2 出生数減少の背景

(2) 夫婦の出生力

厚生省人口問題研究所は夫婦の出生力の実態を明らかにするため出産力調査を行っているが、「あなたがたご夫婦にとって理想的な子どもの数は何人ですか」という理想子ども数は、第6次出産力調査(昭和47年)の2.82人から第7次調査(52年)の2.61人へと低下した後は下げ止まり、第8次調査(57年)では2.62人、第9次調査では2.66人となっており、低下の傾向はみられていない。

他方、妻の年齢が20～34歳層の若い夫婦についてその予定子ども数をみると、子どもを持とうとしない夫婦あるいは子ども1人を予定する夫婦は全体の8%に満たず、6割が子ども2人を、3割が子ども3人を予定している(昭和62年第9次出産力調査)。第1-3表は、妻の年齢別の平均予定子ども数の推移を各次の出産力調査からみたものであるが、若い夫婦においては、少なくとも2人の子どもが欲しいという出生意欲は衰えていないことが見て取れる。

第1-3表 妻の年齢別平均予定子ども数の推移

第1-3表 妻の年齢別平均予定子ども数の推移			
妻の年齢	第7次調査 (昭和52年)	第8次調査 (昭和57年)	第9次調査 (昭和62年)
20～24歳	2.19人	2.25人	2.26人
25～29歳	2.15	2.29	2.35
30～34歳	2.21	2.23	2.28

(注) 予定子ども数とは、既に生んだ子ども数とこれから生むつもりの子どもの数を合計したもの。

資料：厚生省人口問題研究所「出産力調査」

しかしながら、予定子ども数と理想子ども数の関係をみると、子ども3人を理想とする者のうち、かなりの割合が第3子を持つことをためらっているという傾向が指摘されている。昭和57年に実施された第8次出産力調査においては、理想子ども数と予定子ども数に差のある場合にその理由を尋ねているが、それによると、相対的に出生力の高い35歳未満の年齢層では、「一般的に子育てにお金がかかる」を挙げた者が37%おり、「教育費が高い」とする者が29%、「育児の肉体的・心理的負担」を挙げた者が25%であった。また、25～34歳グループにおいては「自分の仕事に差し支えるから」という理由が15%程度を占めた。都市・農村別にみると、都市部において「家が狭いから」を挙げるものが多かった。

第1編

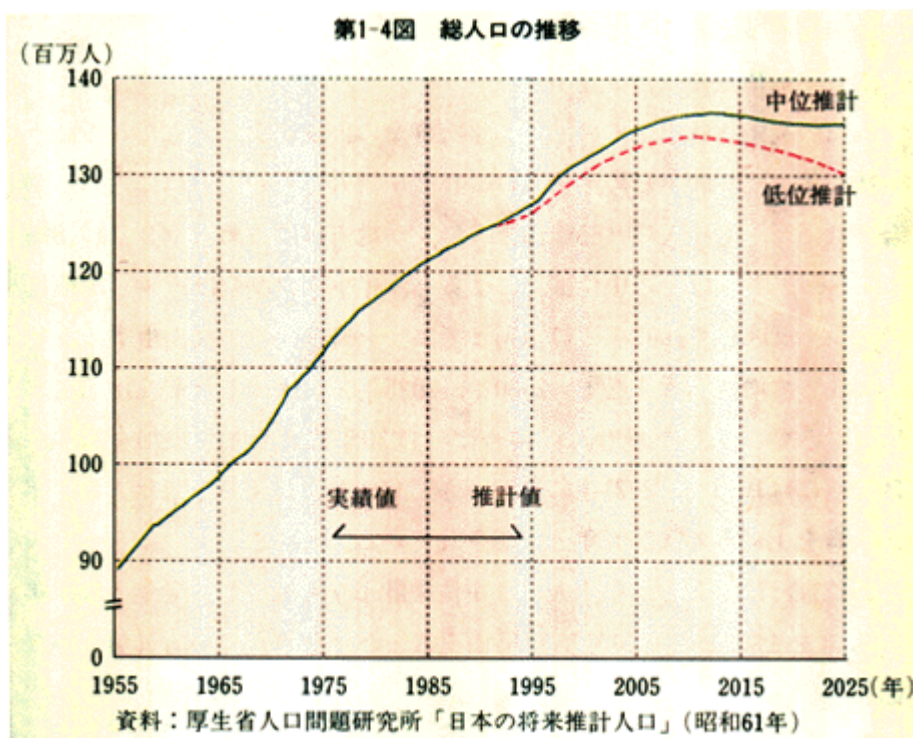
第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

3 出生率低下の影響

厚生省人口問題研究所は、昭和61年に日本の将来人口の推計を行っている。それによると、我が国の総人口は今後も増加を続け、西暦2000年の1億3,100万人を経て、2013年には1億3,600万人でピークに達する。その後は減少に転じ、2025年には1億3,500万人になるものと予想されている(第1-4図の中位推計)。この推計は、晩婚化の進行が止まり、皆が結婚するものだという「皆婚慣行」も継続するなどの仮定を置き、今後の合計特殊出生率を西暦1990年には1.84、1995年には1.92、2000年には1.96、2025年には2.00に回復するものと仮定して行ったものである。

第1-4図 総人口の推移



人口問題研究所はこのほかに、合計特殊出生率の推移を、今後緩やかに上昇に向かうものの1994年までは1.8に達せず、2000年に1.83、2025年に1.85に達するものと仮定して、人口の低位推計を行っている。それによると総人口の伸びは鈍く、2000年の1億3,000万人を経て、2011年に1億3,400万人でピークに達した後減少に向かい、2025年には再び1億3,000万人に減少する(第1-4図の低位推計)。

これまでのところ、我が国の出生率は、これらの推計で前提としたようには回復していない。これがこれからも下がり続けるか、それとも回復がやや遅れているのにすぎないのかについては現時点では断定できず、今後の慎重な検討を要するが、仮に出生率がこれからも下がり続けるとすれば、今後の生産年齢人口の減少などを通じて、社会全体にわたり大きな影響を与えることとなる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

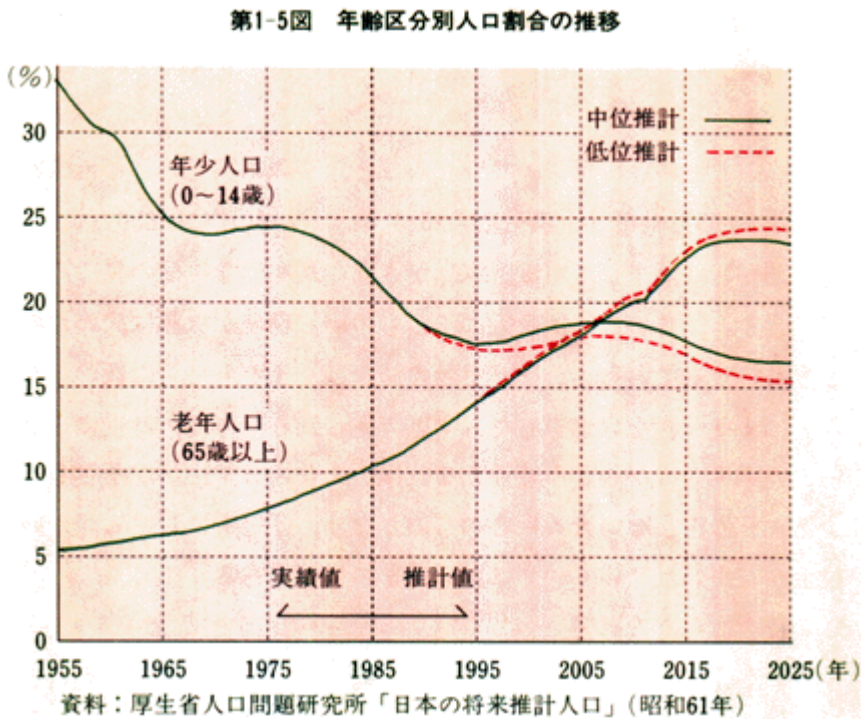
3 出生率低下の影響

(1) 年齢構造の変化

人口の高齢化は出生率の低下と平均寿命の伸長によってもたらされる。1985年(昭和60年)の年少人口(15歳未満人口)が総人口に占める割合は21.5%,老年人口(65歳以上人口)が総人口に占める割合は10.3%であるが,さきほどの中位推計によると,年少人口割合は近年の出生数の減少を反映して1995年の17.6%まで減少を続け,その後出生率の波動を反映して増減を繰り返す。2000年,2025年の値は,それぞれ18.0%,16.4%となる。逆に老年人口割合はほぼ30年にわたって増加を続け,2000年には16.3%,2021年には23.6%でピークに達する。老年人口が年少人口を上回るのは2007年と予想されている。

低位推計によると,年少人口は中位推計よりも減少し,老年人口が年少人口を上回るのも2004年と早まることが予想されている(第1-5図)。

第1-5図 年齢区分別人口割合の推移



第1編

第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

3 出生率低下の影響

(2) 子どもに与える影響

出生率の低下は、子どもの生活する地域における子ども数の減少をもたらしている。現在の子どもたちの多くが、同じクラスの友達と室内で遊ぶという狭い付き合いしかなくなり、地域で異年齢の子どもなどと幅広く遊べない者が増えているといわれている。この背景には、遊び場不足や受験戦争などに伴う遊び時間の不足などとともに、もともと子ども数の減少により地域における遊び仲間が少なくなっていることがあるものと考えられる。子どもは遊びの場で、模倣を通じた自己学習、年齢や体力の差異による自他の認識、価値観の違いや喜怒哀楽の体験などを通じて社会性を徐々に獲得し、年下の子どもや体の弱い子どもに対する思いやりを学んでいくといわれているが、地域で年長の子と野球の練習をしたり、お祭りに参加したりといった、子ども仲間の付き合いや遊びの機会の減少は、それを通じた社会性の獲得の機会をも減少させているものといえよう。

また、子どものいる世帯の割合をみると、6歳未満児のいる世帯数は昭和50年の855万世帯(全世帯数の25.4%)から、60年には656万世帯(同じく17.3%)に減少している。家庭が人間の基本的な生活の場であることを考えると、このことは身近に子どものいる環境が次第に失われつつあるともいえるであろう。子ども数の減少は、子どもたちに数の少なさのゆえにより大きな恩恵をもたらすと考えられる一方で、身近に子どもがいない環境の方がむしろ普通となれば、人々の日常生活が子どもの存在をあまり考慮しない大人中心のものとなり、子どもに対する暖かい目が社会から失われていくのではないかと指摘もある。

第1編

第1章 子どもと家庭

第1節 出生率の低下

3 出生率低下の影響

(3) 社会に与える影響

現在のような低出生率の傾向が将来も続く場合には、住宅、食料などの分野で社会にゆとりが生ずる一方で、経済社会を担う労働人口の不足による経済全体の活力の低下や、長期的には年金制度をはじめとする高齢者扶養の負担の増加など、将来の我が国の社会全体にわたり、広範な影響が生ずるものと考えられる。

厚生省児童家庭局が平成元年4月から5月にかけて実施した「児童家庭施策の充実に関する有識者調査」によると、子ども数の減少が社会に与える影響としては、「老人扶養のための負担の増大」(73.9%)、「社会経済全体の活力の減退」(49.5%)、「若年労働力の不足」(34.0%)などと、マイナスの影響を挙げるものが多く、これに対して、「出生数の減少は生産性の向上でカバーされるのであまり問題はない」(16.0%)、「就業の機会が増大し、個人の能力が活かせる」(7.3%)、「受験戦争などが解消され、ゆとりある社会が期待できる」(4.2%)などと、プラス面の評価をする者は少ないという結果になっている。

第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

家庭は、人が生まれ、育ち、働き、老いを迎える生活の基本的な場として、子どもの養育やしつけなどの教育の機能、やすらぎやくつろぎなどの情緒的機能をはじめとして様々な機能を有するが、その姿や機能は社会や時代とともに変化してきている。

現在の我が国の家庭の姿を、家庭の成立ち方や子どもの養育、老人の生活との関わりで見ると、次のような特徴がみられる。

第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

1 晩婚化の進行

平均初婚年齢は昭和40年代後半から上昇しており,47年から63年までの16年間に,男子では26.7歳から28.4歳へ,女子では24.2歳から25.8歳へと上昇した。また,晩婚化の進行は,若い年齢層の未婚率の上昇からもみることができる。女子の未婚率をみると,40年から60年にかけて,20～24歳の未婚率は68%から81%に,また,25～29歳の未婚率は19%から31%に上昇している。これは,国際的にみても,最も高い水準に属している(第1-6表)。

第1-6表 先進国における20～24歳女子の未婚率の推移

第1-6表 先進諸国における20～24歳女子の未婚率の推移				
国名	1950年	1960年	1970年	1980年
日本	55.2%	68.3%	71.7%	77.7%
アメリカ	32.3	28.4	36.3	51.3
デンマーク	51.2	45.9	44.7	72.5
スウェーデン	59.7	57.5	60.0	83.3
イギリス	52.5	42.0	41.2	53.7
フランス	49.9	54.3	50.6	51.4
西ドイツ	67.6	54.6	41.6	60.1
イタリア	67.5	65.6	56.5	55.7

(注) 国によって、該当年次ではなく、その前後の年次に関するものが含まれている。

資料：United Nations, Demographic Yearbook

このような晩婚化の理由については,様々な議論がなされているが,1つの要因として,大学卒と高校卒の間に男女とも1歳前後の平均初婚年齢の差がみられることなどから,昭和40年代に急速に進んだ高学歴化の影響が大きいものと考えられている。また,結婚期にある男女人口の数量的なバランスの問題も指摘されている。

一方,厚生省人口問題研究所の第9次出産力調査(昭和62年)から独身者の結婚意識をみると,「一生結婚するつもりはない」と答えた者の割合は,男子4.5%,女子4.6%となっている。これは,水準こそ低いものの,5年前の第8次調査における男子2.3%,女子4.1%と比べると,いずれも伸びている。また,「いずれ結婚する」と答えた者の中でも,男子の37.5%,女子の44.5%が「理想の相手が見つかるまでしない」と答えている。結婚することと独身生活のそれぞれについて,利点があるかどうかを尋ねた結果では,男女ともおよそ7割の者が現時点で結婚することに何らかの利点を感じているが{反面独身生活に利点を感じる者の割合は男子で8割,女子では9割に及び,結婚の利点を上回っている。

厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

2 子どもにとっての家庭の変化

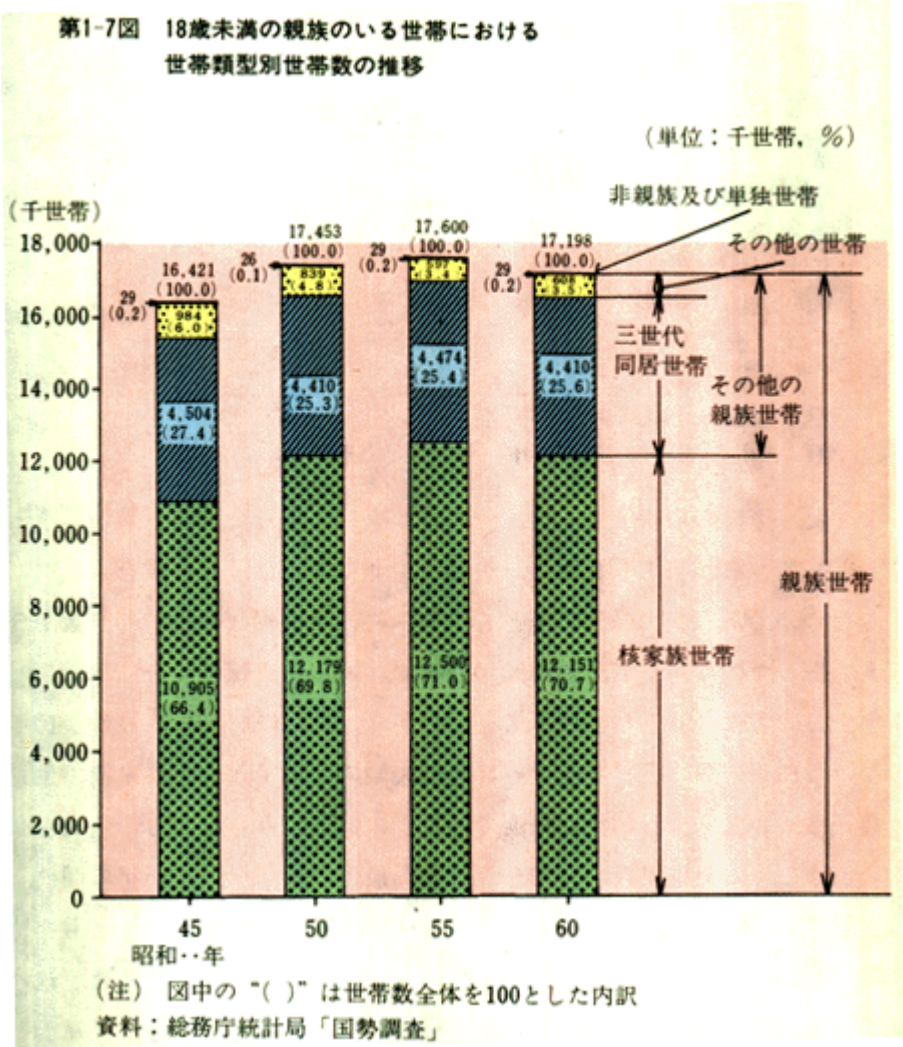
(1) 家族構成

ア 7割が核家族

現在,多くの子どもたちが核家族の中で生活している。

子どもがいる世帯については,その約7割が核家族世帯で,約3割が三世代同居の世帯である。昭和60年現在,18歳未満の子どものいる世帯に占める核家族世帯の割合は70.7%であり,45年から55年までは微増していたが,60年にはやや減少した。一方,祖父母と子どもが同居する三世代同居を中心とする「その他の親族世帯」は,60年現在,18歳未満の子どものいる世帯のうち29.2%であり,その割合は45年から55年までは減少傾向にあったが,60年にはやや増加している(第1-7図)。

第1-7図 18歳未満の親族のいる世帯における世帯類型別世帯数の推移



このように、祖父母との同居世帯の割合が高くなっているのは、後述するように、祖父母との同居志向が強くなっているのではなく、戦後の出生率の低下により兄弟姉妹数が減少し、同居率の高い長男・長女の割合が大きくなったことが主な原因であると考えられる。

イ 2人っ子の傾向

家庭の中の子どもの数について、「国民生活基礎調査」(昭和63年)から18歳未満の子どもがいる世帯数をみると、子どもが2人の世帯が46.3%で約半数を占めている。第1-8表は、子ども数別の世帯数の割合を昭和42年からみたものであるが、子ども2人の世帯の割合は40年代に増加し、約半数を占めるに至っている。この傾向は、その後大きな変化がなく推移している。

第1-8表 子ども数別世帯数の割合の推移

第1-8表 子ども数別世帯数の割合の推移						(単位：%)
児 童 の い る 世 帯	(昭和) 42年	45年	50年	55年	60年	63年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 人	40.6	39.5	37.7	35.5	35.5	37.3
2 人	40.6	44.7	46.4	48.6	48.4	46.3
3 人	14.9	13.3	13.8	14.2	14.5	15.0
4人以上	3.8	2.5	2.1	1.8	1.6	1.4

(注) 児童とは18歳未満の者をいう。
資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

また、家庭の中の子ども数は、夫婦が生涯に生んだ子ども数からみることできる。第1-9表は、夫婦が生涯に生んだ子ども数を世代別にみたものであるが、戦前に子どもを生み終えた夫婦は平均子ども数が5人であったのに対して、昭和30年前後に結婚した夫婦の場合には、夫婦出生力は大幅に低下していることが分かる。これに対して、最近の10年ないし15年の間に子どもを生み終えた夫婦の平均子ども数(完結出生児数)は、2人を少し超える程度で、若干の低下はみられるものの大きな変化はない。出生児数の分布をみると、最近の10年ないし15年の間に子どもを生み終えた夫婦については、全体の半数以上が2人の子どもを持ち、4分の1ほどの夫婦が3人の子どもを持っているという状態が続いている。しかし、最近の晩婚化の進行等の状況を考えると、現在子どもを生みつつある世代について、この傾向がこのまま続くかについては、今後の動向に注意する必要がある。

第1-9表 夫婦が生涯に生んだ子ども数の推移

第1-9表 夫婦が生涯に生んだ子ども数の推移 (単位：％、人)									
有配偶女子の 出生年	調査年	調査時の 年齢	0人	1人	2人	3人	4人 以上	平均 出生児数	
明治29～ 33年	昭和25年	50～54歳	9.4	7.6	6.9	8.3	67.8	5.03	
34～ 38	25	45～49	8.6	7.5	7.4	9.0	67.8	4.99	
44～大正 4	35	45～49	7.1	7.9	9.4	13.8	61.8	4.18	
大正10～ 14	45	45～49	6.9	9.2	24.5	29.8	29.6	2.65	
昭和 3～ 7	52	45～49	3.6	11.0	47.0	29.0	9.4	2.33	
8～ 12	57	45～49	3.6	10.8	54.2	25.7	5.7	2.21	
13～ 17	62	45～49	3.6	10.3	55.0	25.5	5.5	2.20	
18～ 22	62	40～44	4.4	10.1	55.1	26.3	4.2	2.16	

資料：大正10～14年までは総務庁統計局「国勢調査」、昭和3年～7年からは厚生省人口問題研究所「出産力調査」(昭和52年、57年、62年)

第1編

第1章 子どもと家庭

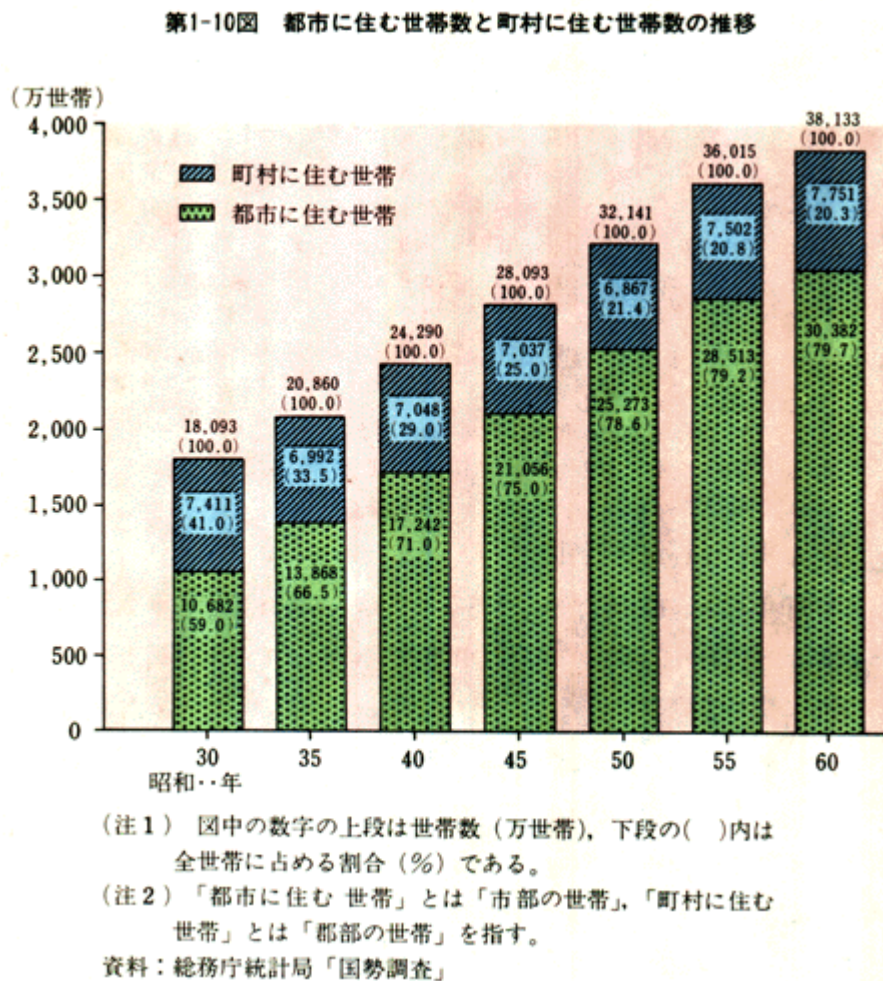
第2節 家庭の姿の変化

2 子どもにとっての家庭の変化

(2) 都市に住む家庭の増加

昭和60年現在,都市に住んでいる世帯は,3,038万世帯と全世帯の約8割に上っており,多くの家庭は都市住まいをしている(第1-10図)。

第1-10図 都市に住む世帯数と町村に住む世帯数の推移

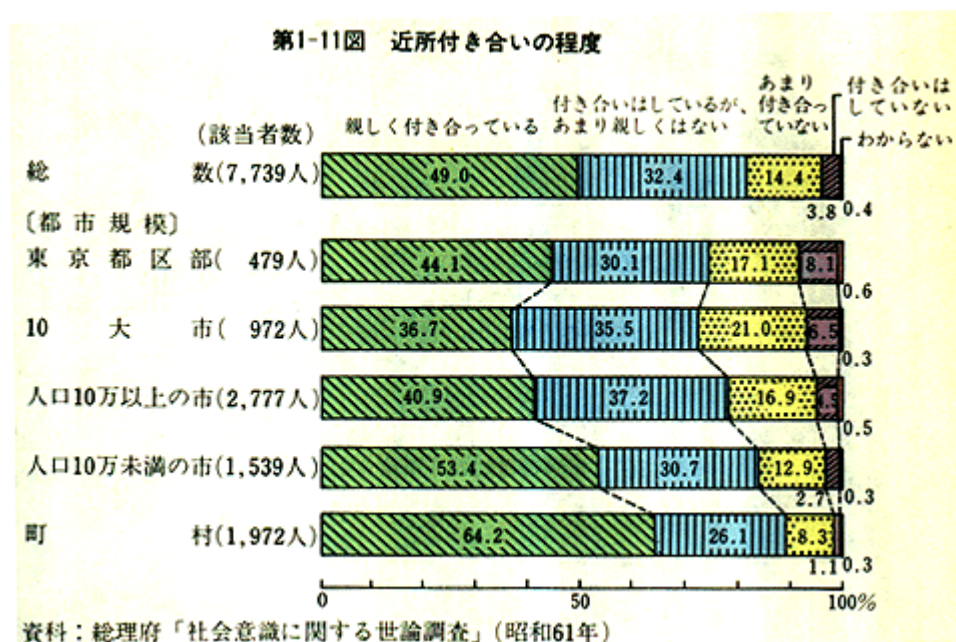


都市に住む家庭については,まず,居住環境についてみると,団地,マンションといった集合住宅住まいが多く,森林,河川,海浜といった自然環境の減少と相まって,生活が自然から離れた人工的な居住環境で営まれる傾向が強いといわれている。子どもにとっては,元気に遊び回ることができる遊び場の不足が問題点として指摘されている。

このような背景には,後述するようにサラリーマンとして都市部に出てきた人が多いことなどがある。こ

のようなサラリーマン化,都市化により,地域社会との関わりは希薄になってきており,総理府「社会意識に関する世論調査」(昭和61年)によれば,近所と親しく付き合う人の割合が町村では64.2%であるのに対し,10大市では36.7%,人口10万以上の市でも40.9%となっており,都市部で親しく近所付き合いをする者の割合が低いことが分かる(第1-11図)。

第1-11図 近所付き合いの程度



このため,都市部を中心に地域で孤立して子育てを行っている家庭が多くなっているといわれている。

第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

2 子どもにとっての家庭の変化

(3) 共働き家庭の増加

第1次産業から第2次産業,さらに第3次産業への産業構造のシフトにより,都市に住むサラリーマンが増加するとともに,女性の社会進出が進み,夫婦とも外に働きに出る共働きが多くなっている。

就業者に占める雇用者の割合は,昭和30年の45.8%から,60年には75.4%となり,現在では,働いている国民の4人のうち3人が雇用者となっている。女性の社会進出も進んでおり,女子の雇用者数は,30年の510万人から,60年には1,593万人と,この30年間で3倍以上となった。子育ての年齢層である20代後半から30代の者についても就労が増加しており,60年現在,6歳未満の子どもがいる夫婦世帯629万世帯のうち,夫婦とも雇用者である世帯は134万世帯に上っている。この結果,子どもがいる世帯の5世帯に1世帯が夫婦とも雇用者である共働き世帯となっている(第1-12表)。

第1-12表 共働き世帯の割合

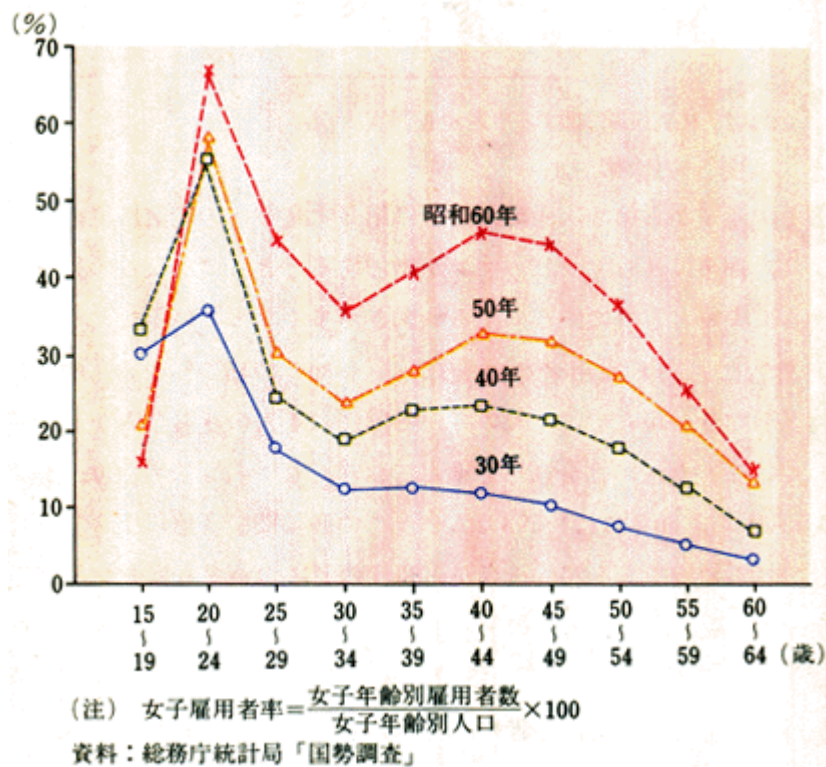
第1-12表 共働き世帯の割合			
		夫・妻とも就業者	夫・妻とも雇用者
6歳未満の子どもがいる世帯	世帯数	2,148,141世帯	1,336,873世帯
	夫婦のいる一般世帯に占める割合	34.2%	21.3%
妻の年齢が40歳以上の世帯	世帯数	7,481,222世帯	4,005,427世帯
	夫が就業している夫婦世帯に占める割合	58.0%	31.0%

資料：総務庁統計局「国勢調査」(昭和60年)

また,最近では,中高年の女子の雇用者の割合の増加が顕著であり(第1-13図),昭和60年においては,妻の年齢が40歳以上の夫婦世帯のうち約3割が共働き世帯となっている(第1-12表)。

第1-13図 年齢階級別女子雇用者率の推移

第1-13図 年齢階級別女子雇用者率の推移



就業形態としては、パートタイム労働が増えている。総務庁「就業構造基本調査報告」(昭和62年)によれば、女子のパートタイム労働者は約446万人で、外で働く女性の4人に1人がパートタイム労働をしている(第1-14表)。

第1-14表 パートタイム労働者の雇用者総数に占める割合

第1-14表 パートタイム労働者の雇用者総数に占める割合						
区 分	雇用者数 (千人)			雇用者総数に占める割合 (%)		
	男女計	男	女	男女計	男	女
雇用者総数	46,153	29,154	16,998	100.0	100.0	100.0
うちパート	4,677	215	4,462	10.1	0.7	26.3

資料：総務庁統計局「就業構造基本調査報告」(昭和62年)

このような状況の中で、職住の分離、長時間の労働や通勤時間、父親の単身赴任などにより、家庭におけるいわゆる「父親不在」がもたらされているといわれているが、また、共働きをしている夫婦にとっては、子育てと就労の両立が大きな課題となってきた。

第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

3 高齢者にとっての家庭の変化

老人にとっての家庭の変化は,老人だけで暮らす世帯が増加していることにみられるように,家族構成自体が大きく変わっていることが,子どもの場合と比べて特徴的である。それに加えて,介護者の高齢化や中高年夫婦の共働きなど,家庭で介護を行う構成員の側にも変化がみられる。

第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

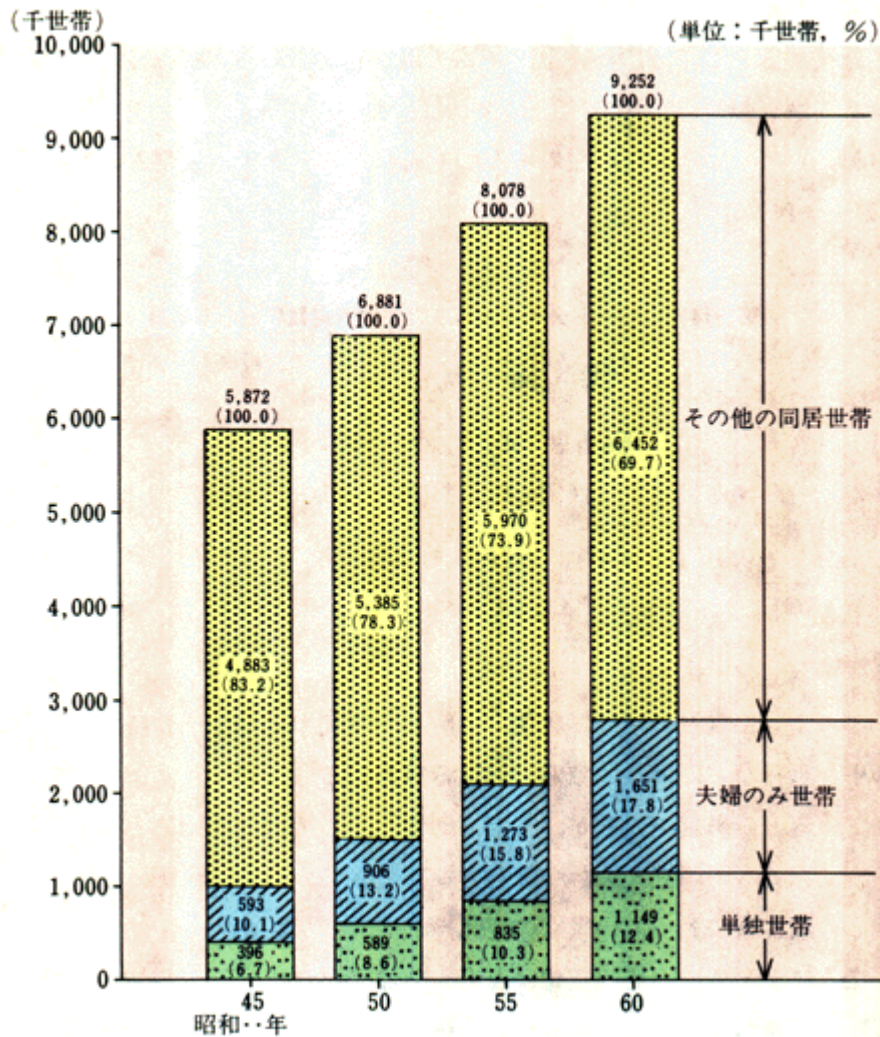
3 高齢者にとっての家庭の変化

(1) 高齢者だけで暮らす世帯の増加

核家族世帯の動向を老人に着目してみると、近年、老人が夫婦で暮らしている世帯の増加が顕著であることが分かる。高齢者の夫婦のみの世帯数は、昭和45年の59万世帯(高齢者を含む世帯の10.1%)から、60年には165万世帯(同じく17.8%)と、この15年間で3倍となった。また、老人の一人暮らしの世帯も増加しており、45年の40万世帯(高齢者を含む世帯の6.7%)から、60年には115万世帯(同じく12.4%)となった。これを合わせると、老人だけで暮らしている世帯は、老人のいる世帯の約3割に上る(第1-15図)。

第1-15図 65歳以上の親族のいる世帯における世帯類型別世帯数の推移

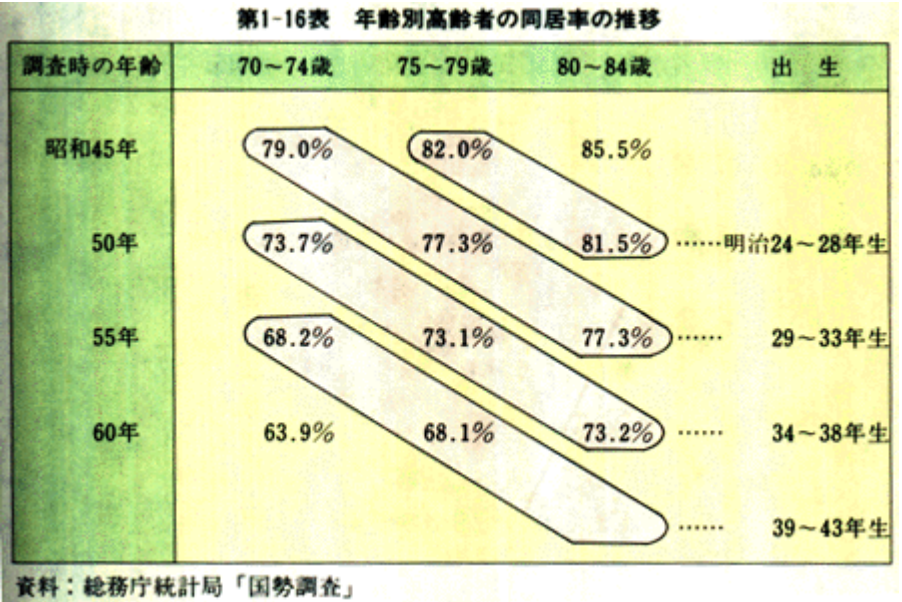
第1-15図 65歳以上の親族のいる世帯における
世帯類型別世帯数の推移



(注) 図中の“()”は世帯数全体を100とした内訳
資料：総務庁統計局「国勢調査」

このように、高齢者の夫婦のみの世帯や一人暮らし世帯が増加したのは、老年人口の増加とともに、高齢者との同居慣行が変化してきたことが主な原因であると考えられる。老人の子ども夫婦等との同居率は、昭和35年の86.8%から、60年には65.5%と低下している。一方、年齢別の同居率(60年)をみると、60歳代では、60.9%であるが、80歳以上では74.4%となっており、高齢になるほど同居率が高くなっている。また、生まれた世代別に同居の傾向をみると、1つの世代については年齢が上がっても同居率はあまり変わらず、世代が下がるに従って同居率が低下するという傾向がみられる(第1-16表)。

第1-16表 年齢別高齢者の同居率の推移



第1編

第1章 子どもと家庭

第2節 家庭の姿の変化

3 高齢者にとっての家庭の変化

(2) 要介護老人の増加と高齢化する家族

ねたきり老人と在宅痴呆性老人は、現在全国でそれぞれ約60万人と推計されているが、今後、これらの出現率の高い75歳以上の後期高齢人口の割合が次第に高くなっていくことから、これらの要介護老人が増加していくものと見込まれている。

我が国の場合、老人の介護者としては、家族に期待される割合が高い。総務庁「老人の生活と意識に関する国際比較調査」(昭和61年)によると、60歳以上の者の約95%が、老後の介護をして欲しい相手として家族・親類を挙げており、アメリカの69%、デンマークの20%と比較すると、格段に高い割合を占めている。

また、家族のなかでも、実際に介護しているのは、配偶者や、同居している子の配偶者が多い。「国民生活基礎調査」(昭和61年)によれば、ねたきりの者の介護者の33.7%は同居している子の配偶者であり、配偶者が28.8%、同居している子が24.9%となっている(第1-17表)。

第1-17表 65歳以上のねたきり者の主たる介護者

第1-17表 65歳以上のねたきり者の主たる介護者		
主たる介護者	推計数	構成割合
同居している 配偶者	81千人	28.8%
同居している子の配偶者	95	33.7
同居している子	70	24.9
その他の	36	12.8
総 数	282	100.0

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」
(昭和61年)

このように、依然として、老人は家庭で介護を受けることを期待しており、また現に介護機能の多くが家庭に依存しているが、実際に老人を介護する家族自身も高齢化している。第1-18表は、要介護者と同居している主たる介護者の年齢をみたものであるが、要介護者と同居している主たる介護者の約4割が60歳以上の者となっている。

第1-18表 年齢別同居している主たる介護者

第1-18表 年齢別同居している主たる介護者

主たる介護者の年齢	推計数	構成割合
～19歳	1千人	0.2%
20～29	10	2.0
30～39	55	11.2
40～49	84	17.1
50～59	151	30.8
60～	191	38.9
総 数	491	100.0

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」(昭和61年)

老人を介護している家族自体の高齢化は、介護期間の長期化、介護に当たる家族数の減少などと相まって、これまでの家族による老人の介護を次第に困難にしている。

それに加えて、中高年の共働き世帯の増加は、老親の介護と就労の両立という新たな課題も生じさせてきている。また、現在の老人介護が大きく家庭の主婦に依存しているため、要介護老人を抱える家庭の主婦が過大な負担を強いられている点も問題である。さらに、今後、都市に住む老人を中心に、地域で孤立する老人が多くなり、老人の健康、生きがいが大きな問題となると考えられる。

このような老人と家庭を取り巻く状況を背景に、人々の間に不安が広まっている。総務庁「長寿社会における男女別の意識の傾向に関する調査」(平成元年)によれば、老後に対する不安を感じる者の割合が79.9%と約8割に達しているが、そのなかでもねたきりや痴呆になったときの不安を感じる者が49.3%と高い割合を占めている(第1-19表)。

第1-19表 老後生活に対する不安感

第1-19表 老後生活に対する不安感

(複数回答)

	実 数	不安 を感じる	不安を感じる							不安 はない	合 計		
			寝たきり になるこ ろの不安	痴呆 になるこ ろの不安	活動的 な生活 を続ける ことの 不安	孤独 になるこ ろの不安	趣味・ 仕事 の不安	友人・ 仲間 との 不安	経済 的なこ と の不安			その他	
全 体	人 2,308	% 79.9	% 49.3	% 26.2	% 18.3	% 3.2	% 3.5	% 29.5	% 1.3	% 20.1	% 151.4		
〔性〕													
男 性	1,030	78.8	46.0	28.3	17.4	4.1	4.0	29.6	0.8	21.2	151.3		
女 性	1,278	80.7	52.0	24.6	19.1	2.4	3.1	29.4	1.6	19.3	151.6		
〔性・年代〕													
男性	30代	586	81.2	51.4	26.3	20.6	4.1	4.1	35.3	1.4	18.8	161.9	
	40代	654	82.4	50.5	27.4	18.3	2.8	2.3	34.6	1.4	17.6	154.7	
	50代	585	79.7	47.7	26.0	17.6	3.4	3.9	27.7	1.4	20.3	148.0	
	60代	483	74.9	47.2	24.8	16.4	2.3	3.9	17.8	0.8	25.1	138.3	
	30代	248	83.5	50.8	28.6	22.6	6.5	5.2	34.3	1.6	16.5	166.1	
	40代	267	79.0	42.3	27.0	15.0	3.7	1.5	36.7	0.4	21.0	147.6	
	50代	271	80.4	48.7	28.8	17.7	3.7	5.5	30.3	0.4	19.6	154.6	
	60代	244	72.1	42.2	28.7	14.3	2.5	3.7	16.4	0.8	27.9	136.5	
	女性	30代	338	79.6	51.8	24.6	19.2	2.4	3.3	36.1	1.2	20.4	158.9
		40代	387	84.8	56.1	27.6	20.7	2.1	2.8	33.1	2.1	15.2	159.7
		50代	314	79.0	46.8	23.6	17.5	3.2	2.5	25.5	2.2	21.0	142.4
		60代	239	77.8	52.3	20.9	18.4	2.1	4.2	19.2	0.8	22.2	140.2

資料：総務庁「長寿社会における男女別の意識の傾向に関する調査」(平成元年)

第1編

第1章 子どもと家庭

第3節 家庭支援と新たな地域づくり

1 家庭支援の重要性

このように,子どもの養育や老人の介護に関する家庭機能の弱体化がみられるが,子どもにとって家庭の存在は大きく,老人も多くは身体が不自由になった場合,住み慣れた地域で家族と暮らしたいという希望を持っており,家庭での生活を支えていくことが,これからもなお必要である。そのためには,子どもについては子育て家庭の支援を,老人については,介護をしている家庭に対する支援として,在宅福祉サービスの充実を進めていく必要がある。

第1編

第1章 子どもと家庭

第3節 家庭支援と新たな地域づくり

1 家庭支援の重要性

(1) 子育て家庭の支援

子育て家庭の支援としては、女性の就労と出産・子育ての両立のための支援、総合的な相談体制の整備など子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

ア 女性の就労と出産・子育ての両立支援

近年、女性特に有配偶女性の職場進出が進み、女性の就労と出産・子育ての両立が大きな課題となってきた。どのような家庭に対してもその形態に応じ必要な子育て支援を行うという観点から、母親が働いている家庭については、就労と出産・子育ての両立支援の一層の充実を図っていくことが必要である。

このため、乳児期からの保育や保育時間の延長、多様な就労形態や保護者の病気等の場合に応じた一時的な保育など、最近の保育需要の多様化に応じたきめ細かな保育サービスを提供していくことが必要である。

また、現に就労している女性が、家庭で子育てに専念できることを選択できるようにするためには、女性が子育てのために休業できたり、一時退職しても、再び就労できるような環境を整備することが必要である。労働省においては、事業主に対する助成金の支給等により、育児休業制度、女子再雇用制度の普及に努めているところであるが、これらの制度の一層の普及促進が望まれる。企業も従業員が家族と一緒に過ごす機会を確保するための時間的、経済的配慮を行うなど、企業活動を従業員の家庭生活と両立するように変えていくことが望まれる。

さらに、女性のみにより子育ての負担を負わせることなく、両親が共同して子育てをすることが可能となるような環境づくりを進めていくことも必要である。

イ 子育ての経済的支援等

子育ての経済的支援のための施策としては、児童手当制度が実施されているが、所得制限の強化等の特例措置が平成3年5月までの措置とされていることなどから制度の見直しを行うことが課題となっている。

このため、中央児童福祉審議会の下に設置された児童手当制度基本問題研究会において、昭和63年10月以降、今後の児童手当制度のあり方について検討が行われ、平成元年7月に報告書がとりまとめられたほか、現在、具体的な見直しの方向について、中央児童福祉審議会で検討が進められているところである。

主なヨーロッパ諸国における児童手当制度の概要は第1-20表のとおりである。なお、西ドイツ、スウェーデンなどの国では、この他に育児休業中の所得の保障も制度化されている。

第1-20表 主要国の児童手当制度

第1-20表 主要国の児童手当制度

	日 本 (児童手当)	西 ド イ ツ (児童手当)	スウェーデン (児童手当)	イ ギ リ ス (児童給付)	フ ラ ン ス (児童手当)
発 足	1972年	1955年 1975年改正	1948年	1946年 1975年改正	1946年改正後現行制 度の基本的枠組
支給対象児童	第2子から	第1子から	第1子から	第1子から	第2子から
支給期間	小学校入学まで	16歳未満(学生は27 歳)	16歳未満(学生は20 歳まで「奨学手当」)	16歳未満(学生は19 歳)	16歳未満(学生は20 歳)
支給月額	[1989年] 第2子 2,500円 第3子以降 5,000円	[1987年] 第1子 DM 50 第2子 100 第3子 220 第4子以降 240 ※低所得世帯には1 人当たりDM46を限 度として加算	[1987年] 第1子 Kr 485 第2子 485 第3子 727.5 第4子以降 970	[1988年] 第1子以降 £31.5	[算定基礎月額 F1770.18(1988)] 第2子 32% 第3子以降 41%
所得制限	所得制限を超える世 帯には支給しない (所得制限平成元年 度:6人世帯収入ベ ースで670万円)	第2子以降、所得に より段階的に減額 第2子 DM 70 第3子以降 DM 140	なし	なし	なし
財 源	国、地方、事業主	全額国庫	全額国庫	全額国庫	事業主拠出(支払賃 金の9%) 自営業主拠出(所得 の9%)

(注1) 手当額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの、扶養する児童数に着目するもの等がある。なおイギリスでは
週単位で手当額を定めており、 $365 \div (12 \times 7)$ を乗じて算出した。

(注2) OECD ECONOMIC OUTLOOK によると、1988年の換算レートは次のとおり。

DM 1 = ¥73.0 Kr 1 = ¥21.5 £ 1 = ¥228.1 F 1 = ¥20.4

資料: Social Security Programs Throughout The World 1985, Yearbook Of Labour Statistics (1987) ほかによる。

なお、住宅をはじめとする住環境が子どもの成長に与える影響にかんがみ、子どもにとってより良い住環境の整備も望まれる。

ウ 総合的な相談体制の整備

核家族化や都市化による地域社会の弱体化等に伴う育児の孤立化や様々な育児情報の中で、子育てに不安を抱える母親が増えてきているといわれている。このため、児童相談所等の相談援助機関の質の向上に努めるとともに、保育所などを有効に活用して各種相談のネットワーク化を図り、親や子ども自身が気軽にしかも安心して相談できる体制の整備を図っていくことが必要である。

エ 健康面での支援

母親や子どもの健康に関しては、ライフステージに即した健康づくりを進める必要がある。特に、最近ではこころの健康確保のための対策が重要となっており、妊婦や若い母親が子育てをめぐる戸惑いなどについて話し合い、助け合うための自主グループの育成・支援や思春期の児童の精神的な悩みなどの問題についての個々のケースに応じたきめ細かな対策が必要である。なお、思春期における健康上の課題に関しては、保健所や市町村と学校が十分連携を図る必要がある。

第1編

第1章 子どもと家庭

第3節 家庭支援と新たな地域づくり

1 家庭支援の重要性

(2) 高齢者のいる世帯の支援

家庭における介護の長所は、親身の世話ということもあるが、他に代えることのできない長所として、介護を受ける老人が家族への信頼、安心など、明るく生きがいを持って生活するうえで欠かせない人間関係を保つことができるということがある。

しかしながら、長い介護が続くうちには介護をする家族に無理がかかり、また、介護を受ける側も安心して委ねることができない状況が生ずることもある。このようなことなく、介護を受ける人と介護する家族との間の良好な人間関係を保つためにも、「お互いに無理を重ねる家族だけによる介護」から「在宅サービスを適切に活用する家族介護」への転換を図ることが重要である。また、一人暮らしや夫婦のみで暮らす老人の場合には、これまでは家族に介護を期待できないため、直ちに施設サービスで対応することが多かったが、今後は在宅サービスの活用により、老人が希望する場合にはできるかぎり家庭での生活を可能にすることが大切である。このような考え方は、厚生事務次官の懇談会である「介護対策検討会」が平成元年12月にとりまとめた報告書においても示されているところである。

このような考え方を踏まえ、高齢化社会を国民が健康で生きがいを持ち安心して生涯を過ごすような明るい活力ある長寿・福祉社会とするため、厚生省では、平成元年12月に、在宅サービスから施設サービスまでに至る総合的な「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（高齢者福祉十か年ゴールドプラン）を策定し、高齢者の保健福祉の分野において今世紀中に実現を図るべき十か年の目標を掲げている。この十か年戦略に基づき、ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）、ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）及びデイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の在宅三本柱の大幅拡充を図るとともに、在宅介護支援センターの全国的な整備を行い、併せて「長寿社会福祉基金」を設置し、地域での在宅福祉、老人の生きがい対策の推進等の取組みを支援することとしている。

なお、要介護老人を抱える主婦の負担を軽減するため、労働時間短縮などにより、夫が家事や介護に参加できるようにするための環境整備を行うことも必要である。

第1編

第1章 子どもと家庭

第3節 家庭支援と新たな地域づくり

2 新たな地域づくりに向けて

子どもの養育や老人の介護に関する家庭の機能が弱体化する中で、従来にもまして地域の役割が重要になってきている。子どもの成長にとって生育環境としての地域の果たす役割はますます重要になってきており、また、老人にとっても身体が不自由になったら住み慣れた地域や家族のもとを離れ、遠くの施設に入るしか選択肢がないという事態は極力回避したいものである。子どもや老人、障害を持った人など様々な人たちが家庭の中で、あるいは住み慣れた地域で共に暮らすことのできる社会が自然な姿であると考えられ、このような中で育つことが、子どもにとっても思いやりや人の心の痛みを理解することなどを学んで成長する上で、重要なことと考えられる。

〔小規模ケア付き老人住宅-石川県門前町〕

石川県門前町は過疎化が進行し、平成元年4月1日現在の老年人口の割合は24.4%(県平均13.2%)と県内で最も高齢化が進んでおり、また、一人暮らし老人比率も11.7%(県平均5.3%)と県内で最も高くなっている。

同町では、一人暮らし老人世帯に保健婦や家庭奉仕員を定期的に訪問させ、健康相談や生活の援助に当たるとともに、いちはやく緊急通報装置を導入し、その対策に努めているが、積雪期などには山間の集落に居住しているものに対して保健婦や家庭奉仕員の活動が充分できなくなる現状にある。

このため、高齢化の進んだ過疎地域市町村の一人暮らし老人のためのモデル的施策として、健康増進センター「ほかじの館」に隣接し、

- 1)入居者に対する手厚い保健・福祉サービスの提供
- 2)一人暮らし老人が同一建物で生活することによる老人相互の交流の促進、生きがいの高揚
- 3)急病の時等山間の集落で生活している老人の生活の安全確保を目的として、昭和63年度に小規模ケア付き老人住宅「ふれあいの家」(8室)を建設した。

また、同町では、今後、隣接地に小規模特別養護老人ホーム及びデイ・サービスセンターも併せて建設し、健康・福祉ゾーンとして整備していくこととしている。

従来からの地域社会の役割が希薄化してきた現在、このような地域づくりを実現していくためには、保育サービスや在宅老人などに対する福祉サービスを地域に整備するとともに、子どもと老人の交流や自然とふれあう機会などの多様な経験の場の確保、地域の親たちのネットワークづくり、さらには老人の生きがい対策の充実などの施策を幅広く進めていくことが必要である。また、子どもが安心して遊べる遊び場の確保、遊びの仲間づくりなど遊びの環境づくりも積極的に進める必要がある。

その際には、各地域の間に人口規模、高齢化率、三世帯同居率などにおいて現実にかかなりの差が存在し、また、自然環境や住民気質、それを育んできた歴史や文化も様々であることを踏まえる必要がある。このような中で、子どもが健やかに生まれ育ち、老人が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めていくためには、それぞれの地域ごとの特性に応じ、それにふさわしい内容や手法を求めていくことが必要である。

このような視点からみると、現在、既に先進的な取り組みを行っている地域も多い。例えば、福祉公社を通じて地域住民が参加し、充実した在宅サービスを実現している東京都武蔵野市や、「地域の子どもたちの遊びは地域の大人たちが保障していこう」という東京都世田谷区の羽根木プレイパーク、行政当局、社会福祉協議会、住民が一体となって独居老人の交流や在宅サービスの提供を進めている島根県邑智郡瑞穂町などが挙げられる。

げられる。これらの地域の取組みをみると、それぞれの地域の特色を生かしながら、1)地域の人々、2)施設などの地域における育児や福祉サービスの資源、そして3)行政の3者が共通の問題意識を持ち、それが1つの取組みとして実現してきている様子が見て取れる。また、その中で、これらの3者を結びつけ、調整する役割を果たす人や機関の存在、また、地域における行政主体の基本的な方針などが大きな役割を果たしている。

厚生省においては、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」などを通じて、国民の基礎的ニーズに対応する福祉水準の確保と地域での取組みの基礎となる条件や環境の整備を図っているが、実際の地域づくりに当たっては、各自治体、施設、社会福祉協議会、地域住民などの様々な構成員がそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。本章の末尾に、子どもが健やかに生まれ育ち、老人が安心して生きがいを持って暮らせるような地域づくりに向けての様々な取組みが行われている事例を紹介したので、今後の各地域における取組みの参考になれば幸いである。

現在の出生数の減少と家庭の姿の変化の中で、子どもと家庭をめぐる問題について社会の関心が集まるとともに、改めて地域の役割が見直され、福祉は地域づくりの時代に来た、との認識のもとに、魅力的な地域づくりが展開されることを期待したい。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

1 子どもが健やかに生まれ育つ地域づくり

(1) 青森県十和田市

保育所における一人暮らし老人と児童の交流事業

ア 地域の概況

十和田市は青森県の東南部に位置する面積318m²の大きな市である。人口は約6万1,000人で、人口移動は余り激しくない。第1次産業就業人口が多い農村都市である。14歳以下の若年人口比率は高く、老年人口比率は低い。三世帯同居世帯の比率がやや高く、核家族世帯の比率がやや低い。

イ 取組み

十和田市では、市社会福祉協議会と「十和田めぐみ保育園」が協力して、保育所における老人と児童の交流事業を実施している。「十和田めぐみ保育園」では、自律的でしかも思いやりのある子を育てるため、縦割り保育をはじめとして様々な感情体験をできるような機会を設けていたが、保育所の性格上限られた年代の保母以外にあまり接する機会がなかったことから、広く世代間の交流を希望していた。折から、市社会福祉協議会が、「十和田めぐみ保育園」に交流事業の実施を働きかけ、事業の実施の運びとなった。

交流事業の対象となっているお年寄りは5人で、毎月6～9回の交流を実施している。事業の内容は、毎月実施される老人と児童のふれあい給食、郷土玩具の作り方、遊び方教室などを通じた遊びの交流を中心に、8月には夏祭、9月には敬老会、12月にはお遊戯会、1月にはこままわし大会への参加など季節ごとにイベントを設けるとともに、お年寄りの誕生日にはお誕生会に参加するなど、バラエティに富んだ企画で、お年寄りとも子どもが、楽しく交流できる工夫がなされている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

1 子ともが健やかに生まれ育つ地域づくり

(2) 岩手県紫波郡都南村

社会福祉協議会による留守家庭の児童に対する育成・指導と障害児療育事業の取組み

ア 地域の概況

都南村は、盛岡市に隣接する面積91km²、人口約3万7,000人の村である。盛岡市のベッドタウンという性格を持ち、人口移動は比較的激しい。また、村内に盛岡市中央卸売市場などがあり、流通の拠点などとして第3次産業が中心の産業構造となっている。14歳以下の若年人口比率、老年人口比率ともに高い。核家族世帯、三世帯同居世帯の比率は、全国平均並みである。

イ 取組み

都南村社会福祉協議会では、都市化に伴う家庭機能の弱体化という状況を背景として、児童全体の健全育成に努めながら、働く母親とその子どもと、崩壊家庭や一人親家庭の児童、情緒障害児、非行児なども含め、地域全体で児童を「共有」しなければならないという考え方の下に、「都南こどもの家」「なかよし広場」などの事業を実施している。

まず、「都南こどもの家」事業は、都南こどもの家において、放課後保護者が監護できない小学校6年生までの留守家庭の児童を対象とし、遊びを通じた生活指導により児童相互の交流と融和の心を与えることを目標としている。活動に当たっては、村立児童館と共催で交流事業を实

施するとともに、近隣小学校の教員や児童委員、父母会との連携・情報交換等を行っており地域に根づいた活動を展開している。

次に、「なかよし広場」事業は、心身に障害を持つ子ども等を対象に、保護者とともに療育指導するものである。具体的には都南保健センターで、体操・歌・手遊び・感覚遊びを行っている。事業の実施に当たっては保健婦、児童相談所の心理判定員、担当保母及び社会福祉協議会担当職員が打合せをする場を設けており、関係者が十分な連携をとっている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

1 子ともが健やかに生まれ育つ地域づくり

(3) 東京都世田谷区

羽根木プレイパーク-子どもたちの自由な遊びを保障する「冒険遊び場」活動

ア 地域の概況

世田谷区は、東京都23区の南西部に位置し、面積は約59km²、人口約81万人の大きな区である。核家族世帯が多く、人口移動が激しい。女子の雇用者比率は30.3%で、全国平均より高い。産業構造をみると、第3次産業就業者比率が76.3%と非常に高い。

イ 取組み

羽根木公園は、区の北東部代田4丁目にある約7haの区立総合公園である。この公園の一角に、「自分の責任で、自由に遊ぶ」をモットーに「子どもたちの創造性、協調性、自主性を養う遊び場」として、羽根木プレイパークが設置されている。これは、「地域の子どもたちの遊びは、地域の大人たちが保障していこう」という趣旨で、昭和50年から住民たちが空き地を借りるなどして行っていた遊び場づくり活動に呼応して、国際児童年の記念事業の1つとして、54年に区が開設したものである。プレイパークの運営は、区及び世田谷ボランティア協会とともに、地域住民が組織した「羽根木プレイパークの会」の3者がネットワークを作っている。

ここには、他の公園や施設にみられるような「禁止事項」がない。子どもたちは、廃材を利用しのかぎりやかなづちを使って小屋を作ったり、たき火遊びをしたり、木々の間に張られたロープを渡ったりして遊んでいる。いずれもやり方を誤れば危険と隣あわせの遊びである。こうした自由な遊びを保障するのに重要な役割を果たしているものとして、プレイリーダーたちがいる。プレイリーダーには、世田谷ボランティア協会のスタッフと大学生などのボランティアが当たっているほか、地域の親たちも交替でプレイパークに詰めている。

プレイリーダーの仕事は、工具類の管理、火元責任、小さなけがの処置などのほか、子どもの遊びを活性化させるための環境づくり、大人社会に対する子どもの代弁者であることなどであり、重要な役割を担っている。

万一の事故に備えて保険に加入しているが、自己防衛本能を鍛えるため、「小さなけがはむしろ大きなけがを予防する」という立場から、大人たちは、集めた廃材の釘抜きをするなど、安全な環境づくりには十分に配慮する一方で、あくまでも子どもたちの遊びを「見守る」姿勢に徹しようとしているのである。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

1 子ともが健やかに生まれ育つ地域づくり

(4) 東京都三鷹市

保健所が中心となって支援する子育てグループ活動

ア 地域の概況

三鷹市は、東京都特別区の西部に位置する面積17km²弱、人口約16万6,000人の市である。郊外住宅都市で社宅など多く、人口移動は激し

い。14才以下の若年人口比率も老年人口比率もともに低い。三世代同居世帯が非常に少なく、圧倒的に核家族世帯が多い地域である。

イ 取組み

東京都三鷹保健所には、障害児の親たち、母子関係に問題のある親子及び楽しい育児環境づくりを目指す親たちのための3つの自主育児グループが形成され、保健所が中心となって地域を支援している。

昭和46年に3歳児健診の経過観察の一つとして、母子関係に問題のある親子による「うさぎグループ」が発足し、活動が積み重ねられていた。

次いで、61年にダウン症児を持つ親を中心として、障害児の親たちのグループ「はるかぜの会」が発足した。そして平成元年4月からは、育児を生き生きと楽しく行っていけるような仲間づくりを目指した2～3歳児の親たちのグループ「にこにこおやこひろば」が発足した。それぞれのグループにおいては、会の運営、行事の企画、通信の作成、会員相互の連絡や親睦などの主な活動は会員が自主的に行っている。保健所では、場所を提供し、保健婦が参加児の観察や遊び相手、時には個別の専門的な相談に応じ、また、関係機関との連絡調整や会の運営へのアドバイスをを行うなど、もっぱら支援活動に徹している。グループ紹介は、保健所だよりや市の広報、あるいは相談窓口を通して行っている。入会に当たってはグループの趣旨を十分に理解し主体的に参加できるようにしている。

このグループ活動は、参加者にとっては自分たちの体験交流や情報交換などを行うことにより、友達づくりの場、そして自分の行っている育児の確認や安心感を得る場となっている。また、親たちは、会の企画、運営などに関わることにより、育児のみならず、親自身の生き方に対する自信にもつながっている。母子保健福祉活動の関係機関からは、グループの円滑な運営のための協力が得られ、各機関相互の連携、充実へとつながっている。このことは、言い換えるならば、自主的なグループ活動を中心として、保健所が核となり、市役所、障害児施設、保育所、民生委員・児童委員、ボランティアセンターなどといった、いわば子どもたちのための地域の資源を連携させた支援体制が作られているのである。

厚生白書 (平成元年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

1 子ともが健やかに生まれ育つ地域づくり

(5) 岐阜県本巣郡糸貫町

保育所の育児機能を活用した家庭支援

ア 地域の概況

糸貫町は、岐阜県の南西部、東は岐阜市に隣接する面積約16km²、人口約1万1,000人と比較的小さな町で農業が基幹産業となっている。老年人口比率(10.6%)は全国平均並みであるが、三世代同居世帯が極めて多い地域である。

イ 取組み

糸貫町では、地域全体を家庭、家族ととらえるという視点から、町内に2か所ある町立保育所において「ファミリー園」を開催している。

これは保育所の持つ育児機能を地域社会との交流、関わりを深めることによって地域に開放し、育児センター的な役割を果たすことを目的としたものである。

具体的には、月1回、保育所入所児以外の1～4歳の乳幼児を持つ母親を対象に、育児に関する講習、育児相談、実習(家庭看護、母と子の遊び、手づくりおもちゃ、おやつ、好き嫌いをなくす料理メニュー)、育児参考図書の貸し出し、保育所児の遊び参観といったプログラムを、保育所の所長と保母が、町の保健婦、栄養士やシルバー保母(退職した保母)の協力を得ながら実施している。

母親たちは、子どもを遊ばせながら、子どものことについて親とおし

の話し合いができ、その結果、仲間がつくられ、保育所を通じて孤立しがちな若い母親の育児不安の解消に役立っている。

また、ファミリー園開催日には、保育所児と老人クラブのお年寄りとの交流会が行われており、子どもたちは、お年寄りから昔の暮らし、昔の子どもの遊びなどを教わっている。こうしたふれあいを通じて、子どもたちは、お年寄りに親しみを感じ、お年寄りの生きがいづくりにもなっている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(1) 東京都武蔵野市

ボランティアを活用した手厚い在宅サービス

ア 地域の概況

武蔵野市は東京都特別区の西部に位置する面積11km²余りの市である。人口は13万人余りで、人口移動が激しい。郊外住宅都市として発展し、住民の所得は高いが、最近では商業都市の色彩もある。老年人口比率は全国平均に比べ低く、老人は、独居又は夫婦のみで暮らしている割合が高い。

イ 取組み

武蔵野市の取組みで特徴的なのは、住民の福祉意識に支えられた行政、ボランティアが一体となった手厚い在宅サービス供給である。市職員のほか、シルバー奉仕員(シルバー人材センター高齢者事業団に所属する中高年の婦人から構成)及び家政婦協会職員から構成されるホームヘルパーによるホームヘルプサービス、ボランティアを通じて配食する老人給食サービスをはじめ、市の在宅福祉サービスには様々なメニューがある。また、市のホームヘルパー8名(うち4名が看護婦)が地区担当ごとにケースワーカーの役割を果たし、ケース管理を行うことにより、住民にとってどんなサービスが必要かを把握するとともに、ねたきり老人については、看護婦の資格を持ったホームヘルパーが担当し、自らも訪問看護を行うことにより、保健福祉を統合したサービス供給を行っている。サービスの量としては、利用者の必要に応じ最高18時間(1日3時間週6日)までホームヘルプサービスが受けられる。さらに、武蔵野市においては、こうした市当局のサービスのほか、財団法人武蔵野市福祉公社が、市当局のサービスに加え、有償の協力員(ボランティア)を活用して、ホームヘルプサービス等の有料の在宅福祉サービスを行っている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(2) 神奈川県鎌倉市

ボランティアによる近隣で解決できないニーズへの対応

ア 地域の概況

鎌倉市は神奈川県東南部に位置し、東京都のベッドタウンとしての性格も持つ都市である。面積は39km²と小さいが、人口は17万人余りである。人口は微増しており、人口移動は平均並みである。老年人口比率は、平均よりやや高く、老人は、親族と同居している割合が高い。

イ 取組み

鎌倉市では、活発なボランティア、特に「ニーズ対応チーム」の活動を中心としたきめ細かな在宅サービス活動が行われている。ボランティアは、市の社会福祉協議会の善意銀行を通じて昭和52年から本格的に組織化され、活動を行っている。活動は、給食サービスや独居老人へ「愛のはがき」といった目的別のグループ活動(平成元年3月31日現在身体障害者向けサービス等も含め29グループ)と昭和54年から発足した「ニーズ対応チーム」の活動の2本立てで行われている(平成元年3月31日現在ボランティア登録者総数1,225人)。

「ニーズ対応チーム」は、家庭内、近隣では解決できない差し迫った住民の各種需要に即応する体制を地区社会福祉協議会単位にシステム化している。このシステムにより、主に老人の通院介助、薬とり、留守番、買物等の需要に即応しており、夜間急な歯痛を起こした老人から、朝8時半に通院介助の依頼があり、即時に連絡調整を行った結果、朝9時には歯科医院に行くことができたというケースもあった。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(3) 兵庫県神戸市

民間団体による在宅サービスと市による環境整備の取組み

ア 地域の概況

神戸市は兵庫県南部に位置し、面積544km²、人口141万人と人口、面積とも県下最大の都市である。人口は微増しており、人口移動は多い。老年人口比率は、全国平均並みであるが、老人は、独居又は夫婦のみで暮らしている割合が高い。

イ 取組み

神戸市においては、灘神戸生協による一人暮らし老人等を対象としたボランティアを活用した有料のホームヘルプサービスと市当局による老人等が住みやすい環境整備が特徴的である。まず、灘神戸生協においては、生協内に「コープくらしの助け合いの会」を設置し、この会を事務局として、一人暮らし老人等を対象とした家事援助サービスを行っている。会には、奉仕を行う会員と援助を受ける会員が登録されており、事務局コーディネーター、地域コーディネーターが、援助を受ける会員の需要把握を行うとともに、奉仕を行う会員とのコーディネートを行い、会員の相互扶助機能を活用したホームヘルプサービスを行っている。また、灘神戸生協の他にも複数の団体がボランティアを活用して、同様なサービスを行っている。

次に、神戸市においては、市民福祉条例に基づき、高齢者・身体障害者等にとっても利用しやすい都市施設整備基準を制定し、多くの市民が利用する建物等のいわゆる都市施設に適用している。また、歩車道段差の切下げ、点字ブロックの敷設、低床バスの導入、地下鉄駅舎エレベーターの設置等都市環境の改善に努め、民間事業者の行う施設の改善について低利の融資を行っている。さらに、障害者の行動範囲の拡大に資するため、自動車改造資金の助成、自動車運転免許取得の助成、リフト付バスの運行助成等の対策も講じている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(4) 兵庫県小野市

住民組織化によるニーズ把握と近隣の助け合い

ア 地域の概況

小野市は播磨平野のほぼ中央に位置する内陸都市である。人口は4万5,000人で、面積は94km²と比較的狭い。人口は微増しており、人口移動は少ない。老年人口比率は全国平均並みであり、老人は親族と同居している割合が高い。

イ 取組み

小野市においては、社会福祉協議会が、福祉ニーズ情報キャッチシステムと小地域助け合いシステムを構築している。まず、福祉ニーズ情報キャッチシステムとは、福祉推進委員(ボランティア)が、全市域で約20世帯に1人ずつ配置され、月1回以上の巡回訪問や相談、近隣住民の通報等により、要援護者の需要を記録した「愛の福祉カード」を作成し、

社会福祉協議会に提出する。この「愛の福祉カード」により集約された需要のうち、専門的対応が必要と思われるケースについては、福祉訪問員(社会福祉協議会に所属する保健婦)が、初回の訪問を行い、健康状態、介護の状況、床ずれの有無等をチェックして「福祉カルテ」を作成する。また、必要に応じ、保健センター、病院、福祉事務所等関係機関へ連絡し、専門機関の対応を促す。さらに、社会福祉協議会に所属する在宅福祉コーディネーターが、福祉訪問員と共に要援護者の援助計画を立て、諸制度の活用、ボランティアの派遣等社会資源の調整を図る。次に、小地域助け合いシステムとは、福祉推進委員1名に3名ずつボランティア協力員を配置し、友愛訪問、安否確認、外出介助、買物等町内で解決可能な日常軽易な需要に対する援助を行うものである。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(5) 島根県邑智郡瑞穂町

住民組織化によるまちぐるみの生きがい対策

ア 地域の概況

瑞穂町は島根県と広島県の県境の四方を山地に囲まれた丘陵盆地に位置する。人口は5,600人と少ないが、面積は207km²と広い。人口の減少率は低くなってきたものの、依然として微減傾向にある。老年人口比率は約25%と非常に高く、かつ老人は独居又は夫婦のみで暮らしている割合が高い。

イ 取組み

瑞穂町では、町当局と社会福祉協議会が連携して在宅サービスを行っている。まず、町当局においては、高齢者サービス調整チームを設置し、在宅福祉計画を策定し、住民の需要の把握に努めるとともに、保健婦、看護婦を活用した訪問看護、専門の医師の協力を得て実施しているリハビリ教室、家庭介護者教室等地域の人々と連携して在宅サービスを実施している。一方、社会福祉協議会においては、ホームヘルパー派遣事業を行うとともに、独居老人や夫婦のみで暮らしている高齢者が多いことを背景に、福祉教育等を通じて、地域の人々を組織化し、調理、配食もボランティアを活用した週2回の給食サービス、130名もの老人が参加している独居老人の交流事業等を行っている。また、これらの事業については、町も委託事業として位置づけ、支援を行っている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(6) 福岡東北九州市

老人保健施設による在宅サービス

ア 地域の概況

北九州市は福岡県東北部に位置し、九州の玄関口となっている。面積は481km²、人口は106万人であるが、人口は昭和38年の市発足以来ほぼ横這いであり、最近はずかしく減少している。人口移動は、全国平均並みである。老年人口比率は10.3%と全国平均並みであるが、老人は独居又は夫婦のみで暮らしている割合が高い。

イ 取組み

北九州市では、医療法人共和会の経営する老人保健施設「伸寿苑」及び南小倉病院社会福祉法人松寿会の経営するデイ・サービスセンター「小倉荘」が地域に密着し、各種の在宅サービスを行っている。特に、「伸寿苑」においては、「在宅支援」、「ねたきりを起こす」ことをモットーに活動を行っており、また、地域に開かれた施設を目指してサービス活動にボランティア約40名を受け入れている。まず、「伸寿苑」においては、月2回の入浴サービス、ショートステイサービス、給食サービスのほか、訪問指導・訪問看護サービスを行っている。次に、南小倉病院に

おいては、老人デイケア、介護相談、訪問指導・訪問看護サービスを行っている。「小倉荘」においては、入浴サービス、食事サービス、日常動作訓練、家庭介護者教室等のデイ・サービスを行っている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり (7) 福岡県春日市

1日2食365日の給食サービス

ア 地域の概況

春日市は福岡市に隣接し、福岡市のベッドタウンとして発展している都市であり、面積は14km²、人口は8万人である。人口は、大きく増加しており、人口移動も激しい。老年人口比率は低いが、老人は独居又は夫婦のみで暮らしている割合がやや高めである。

イ 取組み

春日市については、社会福祉協議会が、自ら事業を行う「事業社協」をモットーに、住民の需要を的確に把握し、安定したサービス供給を行うため事業自体の採算を考えつつ、行政に先駆けて老人のための福祉給食サービスを中心とする在宅福祉サービス活動を行ってきたことが特色である。福祉給食サービスについては、毎日2食の給食の調理から配達までを社会福祉協議会の職員が自ら行っている。また、給食の他にも、ホームヘルパーの派遣、在宅のねたきり老人及び重度障害者を対象とする最高月3回までの移動入浴サービス、一人暮らしに不安のある老人に食と住まいを提供する老人下宿等幅広い事業を行ってきている。これに対し、市当局もホームヘルパーの派遣については市の委託事業として、入浴サービス、福祉給食サービス等については市の補助事業として位置づけ、支援を行うとともに、ショートステイ、痴呆性老人介護者研修会の開催等の在宅サービスを行っている。

第1編

第1章 子どもと家庭

〔資料〕 地域づくり事例集

2 高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる地域づくり

(8) 熊本県本渡市

いつでも対応する緊急ホームヘルプサービス

ア 地域の概況

本渡市は九州西方にある天草島の中央に位置し、市域は天草上島と下島に広がっている天草島の中心都市である。面積は145km²、人口は4万人余りである。人口は微増しており、人口移動は平均的である。老年人口比率は高めであり、老人は、独居又は夫婦のみで暮らしている割合がやや高い。

イ 取組み

熊本県本渡市においては、社会福祉協議会が、緊急ヘルパー派遣事業を行うとともに、種々の地域福祉活動を行っている。市から委託を受けているホームヘルパー派遣事業においては、社会福祉協議会に所属する6名のホームヘルパーのうち1名が緊急派遣に対応している。具体的には、ホームヘルパー1名が常に待機し、電話の依頼(緊急派遣119番)により、ホームヘルパーと保健婦が同行訪問し、保健指導も併せて行っている。また、同じく市からの委託事業として、安否確認事業を行っており、一人暮らし老人に1日おきに乳酸菌飲料を無料配達している。緊急時には、社会福祉協議会、保健センターが対応している。その他利用者が最高月2回無料で利用できる入浴サービス、緊急ブザー設置サービス、介護110番の設置等を行っている。
